

『 高齢者虐待防止 』

宮城福祉オンブズネット「エール」
副理事長・スーパーバイザー 小湊 純一。

～高齢者虐待とは～

近年、高齢者の虐待について関心が高まっていますが、問題は十分に理解されているとは言えません。多様な状態を包括する定義は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により明文化されましたが、すべてを包括するものではありません。高齢者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり、故意に苦痛を与えようとした場合と介護者あるいは虐待者の不十分な知識、燃え尽き、怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがあります。

1 権利侵害の背景

- (1) 障がい等により自分の権利を自分で守れない。
- (2) 世話をする側とされる側の上下関係がある。
- (3) 生活支援の場が密室になる。
- (4) 認知症・高齢障害者の理解が不足している場合がある。
- (5) 権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。
- (6) 自分で情報を集めて選び判断することが難しい。
- (7) 人には「相性」がある。
- (8) 後見のシステムがまだ一般化していない。

2 なぜ高齢者虐待？

- (1) 高齢者の身体障害、認知障害
- (2) 高齢者が虐待者へ依存（介護、生活援助など）
- (3) 虐待者が高齢者へ依存（特に経済的援助を受けるなど）
- (4) 虐待者の精神的障害（薬物乱用や精神疾患の既往など）
- (5) 家族の社会的孤立

3 高齢者虐待を把握する

- (1) 家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいただいている
- (2) 説明がつかない怪我、骨折、火傷がある。

- (3) 放置，暴力等の虐待を受けている。
- (4) 身体抑制を受けている。
- (5) 財産が搾取されている。

4 高齢者虐待とは

- (1) 身体的虐待
- (2) 介護放棄（ネグレクト）
- (3) 心理的虐待
- (4) 性的虐待
- (5) 経済的虐待
 - ※ 消費者被害

5 通報と緊急性の判断

緊急性があると判断した場合は，直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性，医療の必要性，加害者との分離の必要性，虐待の程度と高齢者の健康状態，介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

『緊急性の判断』

- ① 本人が保護救済を強く求めている。
- ② 生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう，栄養失調，衰弱，脱水症状，肺炎等）→ 医師に判断を依頼することが有効
- ③ 生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃，顔面打撃，首締め・揺さぶり，戸外放置，溺れさせる等）
- ④ 確認できないが，上記に該当する可能性が高い。

～虐待を見つけたらどうする？～

（迷わず市町村に通報します。）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

（発見したら、「個人情報保護法が…」とかって言ってる場合ではありません。）

- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(誰が通報したのか分からないようにして対応してくれます。)

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

～通報したら市町村はどうしてくれる？～

(まず、行って見て判断し、急いで対応してくれます。)

第九条 市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

(安全な部屋を確保してくれます。)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査をしてくれます。)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(面会を制限してくれます。)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

～高齢者虐待の例～

『B子さん87才』

(概要)

長男の本人に対する暴言が頻回で、精神的ストレスが大きい。また、本人の年金(月7万円)で3人が生活している状況で経済的に困窮している。

長男は会社員として仕事をしていたが、50代でリストラによる解雇がきっかけで飲酒の量が増え、酒量のコントロールが出来なくなってきた。長男の妻も仕事をしておらず全く収入がなくなり、長男夫婦の貯金や保険を解約しながら、また本人も生活費の一部を払って生活をしていたが、徐々に金銭的に困窮し家を担保にして長男夫婦は銀行等からお金を借りる。

それでも長男は飲酒を続け、暴言や暴行行為あり。その為長男の妻や孫2人(長男・次男)がうつ病を発症し治療を受けるようになった。長男の妻は、生活態度を改めようとしめない長男に愛想をつかし、H20年離婚。本人の年金1月7万弱で生活費を賄う生活が始まる。その後は本人・長男の2人暮らしであったが、県外に住んでいた孫(長男の長男)が帰省し3人暮らしとなる。

長男は、相変わらず毎日時間に関係なく飲酒し続け、本人に対して昼夜問わず暴言を吐く。過度の飲酒により糖尿病が悪化し、低血糖症状が頻回にあり何度も救急車で病院へ搬送されている。また、「ババアを今から殺すところだ」と長男が直接警察に電話をしたり、酔って道路で寝ているところを保護されたりしている。長男の年金は2ヶ月で3万5千円あるが、全て酒代になっている。

また、本人は今でも、離婚した長男の妻や孫からお金の請求をされる事がある。本人は精神的なストレスが強く、ここ2年間で虚血性大腸炎や体調不良にて入退院をしている。

どうしますか…?

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法に規定する老人福祉施設若しくは有料老人ホーム又は介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業若しくは介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）

において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる

居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、介護保険法項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、相談、指導及び助言、通報又は届出の受理、高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 通報又は届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が通報又は届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報又は届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- 第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
 - 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
 - 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
 - 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
 - 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
 - 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、通報又は届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法の指定都市及び中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が通報又は届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が通報若しくは届出を受け、又は都道府県が報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

- 第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2015. 07. 21. 文責：小湊 純一。

高齢者虐待対応専門職チーム研修

演習事例

「高齢者虐待防止法活用ハンドブック」(民事法研究会)から引用

事例 1

公営団地に住んでいるA子さんは、75歳、もともとは一人暮らしであり、収入は遺族年金のみである。認知症などはなく、理解力はしっかりしているが、最近、足腰が弱って、歩行などが不便になり、自力での外出もなかなか困難になっていた（要介護度1）。数ヶ月前から、娘夫婦がA子さんの家に住みつくようになった。失業したために家賃が支払えず、明渡しを迫られて転がり込んできたらしい。同居してからは、A子さんの遺族年金を巻き上げて、生活費に使ったり、また夫婦はパチンコに興じているようである。このような事実が団地の自治会長の耳に入った。ゴミ出しもしなくなり、同じ公団の住民らが全くA子さんの姿を見かけなくなったという情報からであった。たまたまA子さんの家の玄関が開いていたので、隣の方が心配して部屋の中をのぞいてみたところ、奥の部屋はゴミの山になっていた。そして、そのゴミの山の片隅で、A子さんは汚れた下着姿で、しかも非常に痩せた感じで座っていた。

Q 1 「虐待行為」の基準判断

高齢者虐待防止法2条には、虐待行為について定義が書いてありますが、実際の行為が虐待に当たるかどうかは、どのように判断するのですか。この事例のようなことがあれば、虐待と考えてよいのでしょうか。判断の視点や基準を教えてください。

Q 2 虐待の早期発見のためのサイン

私は、介護支援専門員（ケアマネジャー）をしています。事例1で自治会長さんから相談を受けたのですが、確かに虐待を疑ってみる情報があり、早期の対応が必要です。こういった早期発見のために、私たちは普段の仕事において、どのようなことに気を付けておくべきでしょうか。

Q 3 虐待の通報

事例1の自治会長さんは、最初は誰に相談すべきかどうか迷ったうえ、どこに相談してよいかわからず、警察などに相談しましたが、うまくいかなかったそうです。高齢者虐待については、どのような場合に、どこに相談や通報をするべきなのでしょう。

Q 4 被虐待者の分離・保護の方法

私は、事例1の自治会長さんから相談を受けた市の高齢者虐待通報受付窓口の担当者で

す。その後、保健師に家庭訪問してもらって調査した情報からすると、A子さんからは悪臭が漂い、また部屋の中を這って移動していたことがわかりました。また、一見したところでは、やせ細った体になっていたということです。早急にA子さんを保護したいのですが、どのように行うべきでしょうか。

Q 5 被虐待者による世帯分離

事例1では、養護者もショートステイの利用をしぶしぶ承諾したので、施設を1週間利用しました。ショートステイの間に、Aさんと施設職員や担当職員が何度も話をして今後の生活を相談したところ、本人は虐待をしている娘夫婦との同居を拒み、単身での生活を希望しています。このような場合、どのような方策がありますか。

Q 6 経済的虐待の救済手段

事例1で、Aさんは、特別養護老人ホームに入所したいということになりました。しかし、依然として、Aさんが受け取っている遺族年金を、娘夫婦が勝手に使っています。このような場合、どのような方法で、財産の侵奪を防ぐことができますか。

事例 2

B子さん（80歳代）は、一人息子（50歳代）との二人暮らし。かなり認知症が進んできており、人とのコミュニケーションも難しい様子である。要介護度4で、2年前から、デイサービス週2回、ホームヘルパー週1回のサービスを受けている。収入は本人の老齢厚生年金のみである。息子はリストラにあった後は無職であり、精神的な疾患も抱えているようである。最近、デイサービスを利用する際、しばしば体にアザをつくってることが多く、また昼食もむさぼるように食べるようになった。先週のデイサービスの利用のとき、大きなアザがあったので囑託医に受診させたところ、骨折していた。どうしたか尋ねても、本人からの回答は要領を得ない。

Q 7 虐待についての記録と証明手段

私は、事例2のB子さんの通うデイサービスのスタッフですが、以前から、ご本人の様子や体のアザなどから、自宅で虐待があるのではないかと疑っていました。そういう場合には、私が見たことを記録に付けたほうがよいのでしょうか。それから、骨が折れていたため、今後は具体的な対応をしていくこととなりますが、虐待を証明するために、どのような証拠や資料が求められるのでしょうか。

Q 8 虐待対応のための集団的検討—個別ケース会議

私は、デイサービスを実施している施設で働いている職員ですが、B子さんへの虐待の疑いについて、早急に何か対応すべきだと思っていますが、初めてのケースで、どのようにしていけばよいかわかりません。どうすればよいのでしょうか。

Q 9 「やむを得ない措置」の活用

早速、B子さんを医師に受診させて治療をするとともに、デイサービスの職員から包括支援センターの職員に連絡をとり、個別ケース会議を開催してもらいました。医師の診断では、骨折については通院治療で十分とのことでしたが、やはり危険な状態なので、一時分離が必要という結論になりました。ただ、行政担当者の方が、息子さんが暴力を振るったとは限らないから、「やむを得ない措置」はできないのではないかと思います。どのような場合に「やむを得ない措置」が活用できるのでしょうか。

Q 10 高齢者虐待対応の中核機関

再度、個別ケース会議で検討した結果、行政担当者にも理解していただいたようで「やむを得ない措置」でショートステイできるようになったのですが、息子さんがデイサービスの職員に文句を言ってきました。「虐待だと誰が決めたのか。その責任者を出せ」というのです。児童虐待では児童相談所が虐待であることを認定し、親権停止などのために動きますが、高齢者虐待の場合はどのようになっているのでしょうか。

Q 1 1 サービス利用を拒否する世帯への対応—立入調査権も含めて

今回はうまくショートステイでの措置までいきましたが、もしB子さんが骨折したことが発覚することを息子が恐れて、その後デイサービスもホームヘルパーも、一切のサービスの提供を拒否し、「自分が親の世話をするから関係ない」として家に閉じ込めってしまった場合、あるいはそもそも最初からサービスを利用しておらず、保健師などの訪問でサービス利用を勧めても頑なに拒否するような世帯には、どのように対応していけばよいのでしょうか。

Q 1 2 虐待する養護者に対する面会の制限

私はこのB子さんを受け入れたショートステイ先の特別養護老人ホームの職員です。先日、どうしてわかったのか、虐待をしていた息子さんが面会を求めてきました。ここにご本人がいるかどうかにも答えずに帰ってもらいましたが、その後も何度か来ます。やはり息子さんなので、ここにいるかどうかを答えなければいけないのでしょうか。また、面会をさせるべきですか。

Q 1 3 成年後見制度の活用

事例2では、ショートステイについて「やむを得ない措置」をしましたが、今後、新しい生活場所をそうするのか、自宅に戻れるのか、特別養護老人ホームに入所するのかなどについて、ご本人は判断能力がないので、それを決めることのできる方が必要です。年金などの管理も息子さんに任せるわけにはいきません。高齢者虐待についても、成年後見制度の活用や保全処分としての財産管理人の選任が効果的だと聞いたことがあります。ただ、どうもイメージがわからないので、具体的な活用方法を教えてください。

事例 3

C夫（70歳代）は、脳梗塞の後遺症により歩行に介助が必要で、認知症により要介護度3の状態である。娘・孫と同居しているが、娘が、突然認知症による徘徊や奇行を繰り返すようになった父への対応にパニックとなり、週2回のデイサービスの利用以外はC夫を1階の部屋に閉じ込め、食事はつくって部屋に運ぶだけで、半ば放置していた。孫は仕事で夜遅くまで帰宅せず、本人の介護には全く無関心。最近になって、1階の部屋に板を打ち付けて外に出られないようにしているのを、地域の民生委員が知った。そこで、この民生委員が、C夫を担当しているケアマネジャーに相談し、一緒にこの娘への対応に取り組んだところ、娘には父の認知症への不安やそれによるストレスがあることがわかった。そこで、娘を地域住民の集まりや介護者の家族会などに誘い、孤立感を徐々に取り除いていった。一方、父へはヘルパー派遣やデイサービスの利用を増やすことで、自宅からの分離をせずに娘への支援を継続し、見守っている。

Q 1 4 虐待の発見の端緒

私は学生で、福祉の勉強の一環で虐待のことを学んでいるのですが、この事例のように民生委員さんが虐待を発見することはよくあるのでしょうか。具体的に、在宅の高齢者虐待はどのようなところで発見されることが多いのでしょうか。

Q 1 5 虐待の状況に応じた対応方法

高齢者への虐待への対応としては、直ちに分離して保護するということになるのですか。事例3では同居のまま対応していったようですが、事案によっていろいろな対応があり得るのでしょうか。

Q 1 6 「養護者」への見方と養護者支援の方法

事例3もそうなのですが、高齢者虐待のあった家庭の親族について、「虐待者」として扱うことに抵抗があります。認知症の症状にパニックになった娘さんの気持ちもわかります。また、他の例でも、養護者に精神障害があったり、経済的困窮があるなどの状況があります。高齢者虐待防止法には、「養護者の支援」ということが明記されていますが、具体的にはどうすべきということでしょうか。

Q 1 7 分離・保護から在宅復帰への支援

高齢者虐待への対応として、本人を虐待していた親族から分離して、安全な環境での生活を確保することがありますが、その後は自宅に戻ることができないケースが多くなっています。それでよいのだろうか、いつも気になっています。事例3は、部屋に閉じ込めたという、一見かなり緊急性が高い事案のようにも思えますが、自宅から分離せずに、地域の中で暮らしていけるようにしたところに感心しました。高齢者が自宅に戻って暮らせるようにするには、どのような視点で実践にあたればよいのでしょうか？

Q18 高齢者虐待への対応と個人情報保護

事例3の虐待を発見した民生委員です。私が「娘さんによる虐待かな」と思った情報について、ご本人や家族の了解なく、デイサービスの方や高齢福祉課の職員さんに話をしたり、個別ケース会議にかけてもらうように働きかけてもよかったのでしょうか。個人情報保護法との関係で気になります。また、デイサービスの職員の方がご本人の心身の状況について、かかりつけ医に情報を聞こうとしたのですが、「家族の了解がなければ教えない」と言われました。このような場合、どうすればよいのでしょうか。